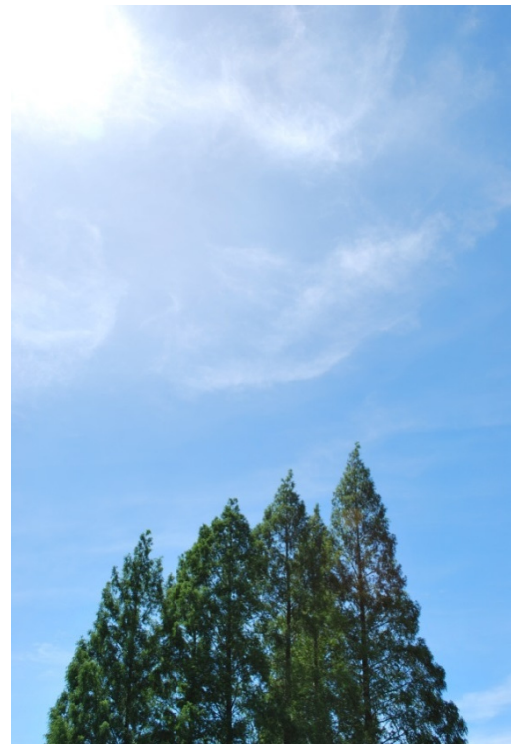




本計画の 基本的な考え方



1 基本理念

本計画は、前章までで整理した吹田市のみどりを取り巻く状況を受け、以下の基本理念のもと進めていきます。

<吹田市のみどりを取り巻く状況>

●吹田市のみどり

吹田市の地形は、市域南部の沖積低地と市域北部の丘陵・台地からなります。市域南部の沖積低地では、神崎川や安威川などの河川が貴重なまとまったみどりを形成しているほか、社寺林や農地などが点在しています。市域北部の丘陵・台地では、計画的に整備された大規模な公園・緑地をはじめとして、大学のみどり、竹林、ため池などの豊かなみどりが育まれており、特に万博記念公園は市民の誇りとして愛され続けています。

●みどりの機能

みどりは、吹田市を構成する重要な基盤であり、都市の骨格を形成するとともに、日常的な憩いの場、多様な生き物が生息する場、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の防止などの環境を保全する場、潤いのあるまちの景観を形成する場、延焼や水害を防止する場などとして、多様な機能を持っており、市民の心がやすらぐ、かけがえのないものとなっています。

●社会情勢の変化

人口増に応じて社会資本整備を進めてきた成長型社会から、既存の社会資本を適切に維持管理し、効率的に活用する成熟型社会への転換、昨今の地方分権化への流れからくる自治体の自主・自立化、少子高齢化、家族形態の多様化、地域社会の変化などが進む中、人と人とのふれあい・つながりが、近年ますます重要視されています。



<みどりのまちづくりに向けて>

みどりのまちづくりを進めていくためには、行政だけではなく、市民や事業者といった地域に関わる様々な主体が、共通の目的に向かい、それぞれの役割を分担しながら、主体的にみどりのまちづくり活動に取り組む、市民、事業者、行政による連携・協働の取組が必要です。



<基本理念>

人と人が互いにふれあいながら、みどりを守り、つくり、育んでいく活動の中で、みどりを介した心のやすらぎを感じ、「自然や人のつながりを大切にする豊かな心と感性を持った健やかな人」、「協働を基軸とする自律した地域社会」、「生物多様性を保全し、人と生き物が共生する自然」を育むことを目指して、本計画の基本理念を以下に掲げます。

心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市 まち すいた

2 みどりの将来像

基本理念のもと、みどりの将来像を、以下のとおり設定します。大規模な公園、大学のみどり、北大阪健康医療都市（健都）のみどりを「みどりの拠点」、大規模な緑地、大規模な河川、まとものあるみどりを形成する丘陵斜面のみどりを「みどりの骨格」、道路のみどりや中小河川などを「みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸」として位置づけ、みどり豊かなまちの実現を目指します。

また、市域を6つのブロックに区分し、それぞれの地域特性に応じた目標を掲げ、達成に向けたみどりのまちづくりを進めます。

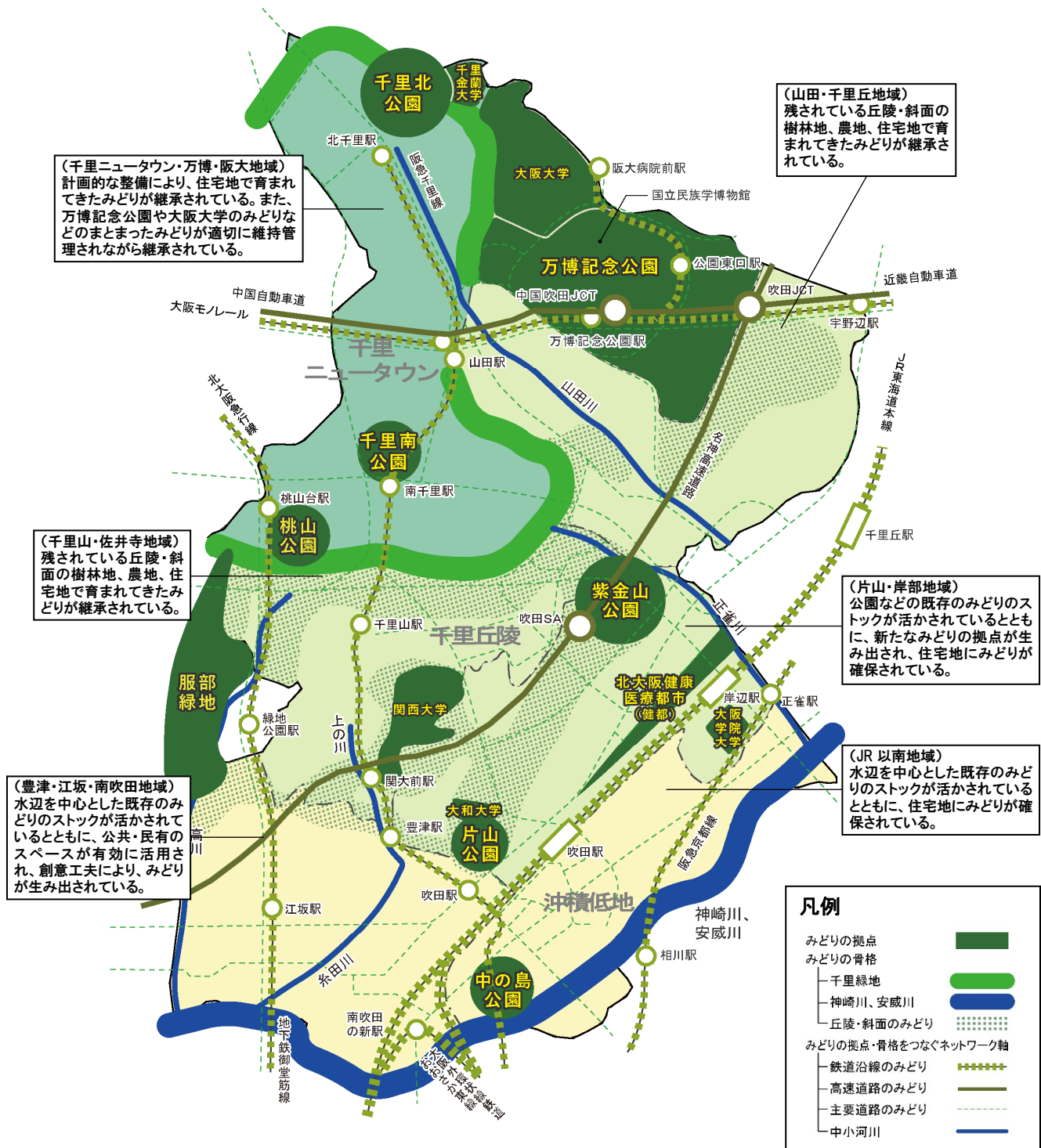


図 3.2.1 みどりの将来像

6ブロックの地域別特性とみどりの目標

JR 以南地域

- ・安威川と神崎川の水運のもと交通の要衝として発展
 - ・スプロールの市街化が進行し、住宅や工場などが立地
 - ・今後は、南吹田の新駅設置に関連したまちづくりや「北大阪健康医療都市（健都）」のまちづくりに併せて、新たなみどりが住宅地にも確保される
- ⇒（目標）以上の可能性を踏まえ、緑被率を現況の2倍へ

片山・岸部地域

- ・丘陵地麓の緑・水資源のもと公園や工場などが立地
 - ・幹線道路と鉄道が並行して走り、戸建住宅が立地
 - ・今後は、「北大阪健康医療都市（健都）」のまちづくりのもと、みどり豊かな市街地形成が進み、関連街路整備も進むなど、みどりの増加が期待される
- ⇒（目標）都市再整備による公園整備と施設緑化、周辺市街地への波及を想定し、緑被率を現況の1.5倍へ

豊津・江坂・南吹田地域

- ・万博開催を機に大阪市内への至便の地として住宅・商業・業務地として市街地が形成
 - ・今後は、南吹田の新駅設置に関連したまちづくり、神崎川などの水辺の活用、立体緑化の推進などにより、みどりの増加を期待
- ⇒（目標）以上の可能性を踏まえ、緑被率を現況の1.5倍へ

千里山・佐井寺地域

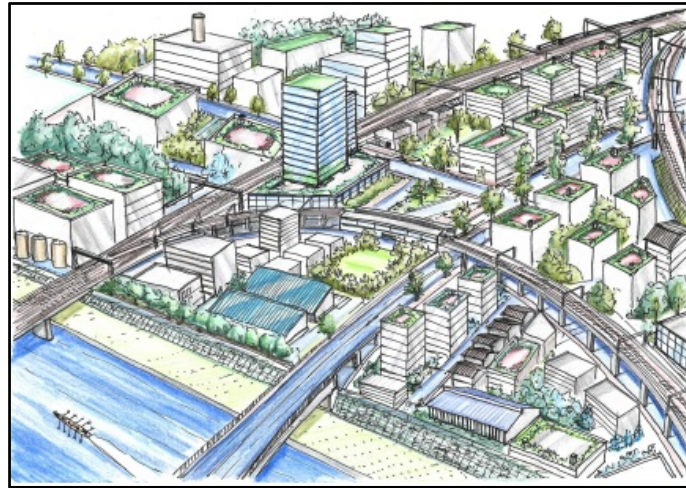
- ・千里丘陵の起伏地からなり、由緒ある社寺、旧集落、農地が残る
 - ・阪急千里線の開通で緑豊かな住宅地が形成
 - ・今後は、残された農地の保全・活用、阪急千里山駅周辺のまちづくり、大学との連携・協働などにより、みどりの増加を期待
- ⇒（目標）以上の可能性を踏まえ、緑被率を現況の1.2倍へ

山田・千里丘地域

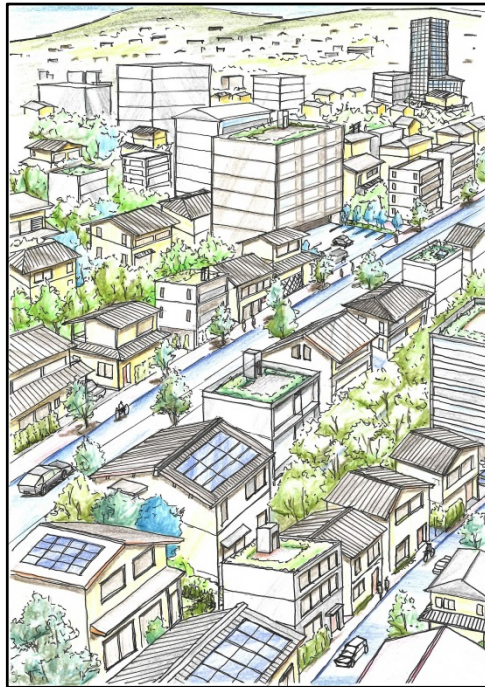
- ・山田川や旧街道沿いに集落が形成され、農地も残存
 - ・近年は民間マンションや大規模な公的施設が立地するなど急速に市街化が進行
 - ・大規模な施設建設時のみどりの確保、街路整備に伴う緑化推進などにより、みどりの増加を期待
- ⇒（目標）以上の可能性を踏まえ、緑被率を現況の1.2倍へ

千里ニュータウン・万博・阪大地域

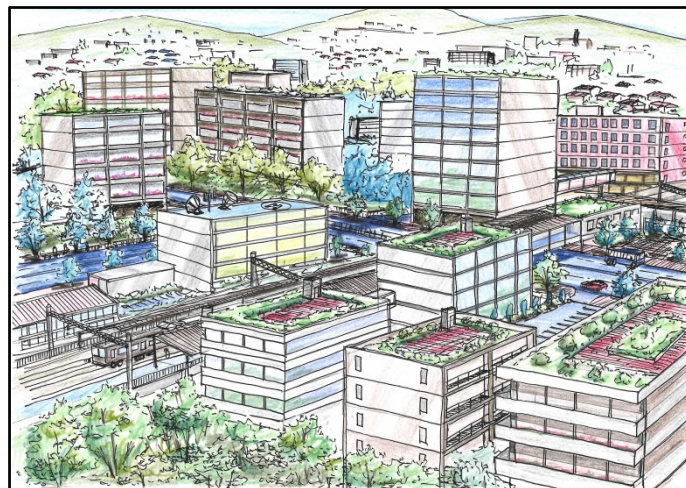
- ・かつての竹林と雑木林が広がる千里丘陵の区域に建設された計画的市街地
 - ・西側は、日本初のニュータウンとして、みどりの多い住宅、道路、公園、医療施設、大学などが立地
 - ・東側は、万博記念公園と大阪大学のキャンパスが広い面積を占め、万博公園の周辺施設の建替えが進行
- ⇒（目標）今後は、公園・緑地、大学のみどり、住宅地のみどりなどのストックを次世代に継承すべく、現況の緑被率48%を維持



沖積平野におけるみどりの将来像イメージ



千里丘陵（千里ニュータウン・万博・阪大地域以外）におけるみどりの将来像イメージ



千里丘陵（千里ニュータウン・万博・阪大地域）におけるみどりの将来像イメージ

3 基本方針

みどりの将来像の実現を目指し、基本理念のもと進めていく施策の基本方針を設定します。基本方針は、「みどりを継承する」、「みどりを生み出す」、「みどりを活かす」、「市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める」という4つの分類で整理したみどりの課題に対応するため、以下のとおり設定します。

基本方針 1

みどりを 継承する

今ある民有地のみどりを次世代へ継承する

集合住宅や戸建住宅などで育まれてきたみどり、丘陵・斜面のみどり、農地・ため池など、今ある民有地のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。

今ある公共のみどりを次世代へ継承する

吹田市のシンボルである万博記念公園や千里緑地などの大規模な公園・緑地、日常的に利用される身近な公園・緑地、道路のみどり、河川・水路など、今ある公共のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。

基本方針 2

みどりを 生み出す

地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す

商業地・業務地のような密集した市街地や住宅地など、それぞれの地域の特性を踏まえ、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースの活用、道路残地の活用、住宅地における生垣緑化など、スペースの有効活用やみどりを多く体感できるような創意工夫などにより、地域に応じたみどりを生み出していきます。

地域に応じたみどりの拠点をつくる

地域の特性を踏まえ、まとまったみどりが乏しい地域には、公園・緑地を整備するなど、地域に応じたみどりの拠点を確保していきます。

基本方針 3

みどりを 活かす

生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める

今ある大規模な公園・緑地、丘陵・斜面のみどり、大規模な河川などのまとまったみどりと、中小河川や道路のみどりなどのつながりのあるみどりを活かし、人がいつでも、どこでも、みどりとふれあえるまち、多様な生き物が生息・生育できるまちを目指してみどりのネットワークの形成を進めていきます。

今ある公園・緑地を充実する

今あるみどりのストックを十分に活かすために、バリアフリー化、施設の長寿命化、機能強化などの再整備に取り組み、公園・緑地を充実していきます。

人と地域を育む場としてみどりを活かす

身近なみどりの魅力を発見することができる市民観光の推進、人のつながりと自然の大切さを学ぶことができる環境教育・学習の推進、楽しく参加できるイベントを通じて緑化意識を向上することができる啓発イベントの開催のほか、福祉、子育て、にぎわい、コミュニティなどの活性化に向けた仕組みづくりを検討しながら、人と地域を育む場として、みどりが持つ多様な効果を有機的に活かしていきます。

基本方針 4

市民参画・協働 により、みどりの まちづくりを 進める

市民参画・協働を支える仕組みをつくる

効率的かつ効果的なみどりの保全、整備、維持管理を行っていくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を主体的に担うことができる仕組みづくりを進めていきます。

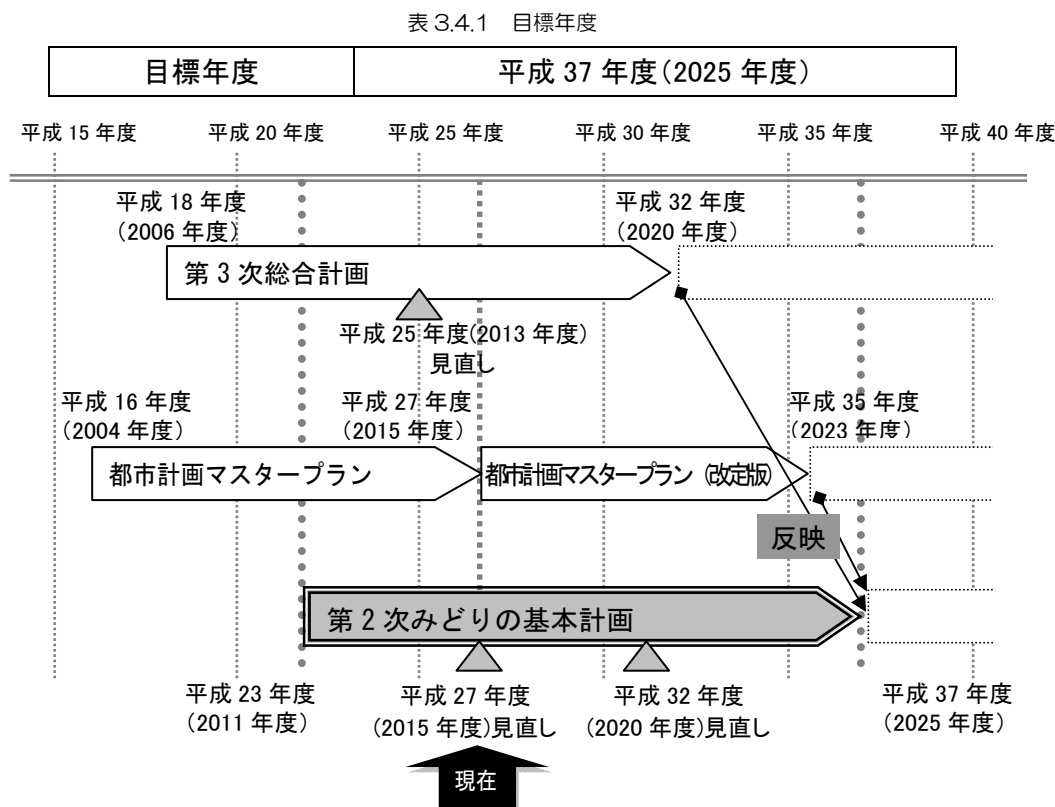
市民参画・協働による取組を進める

みどりの質・量を充実していくために、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で役割を担う、市民参画・協働の取組を進めていきます。

4 本計画の枠組み

(1) 目標年度

目標年度は、上位計画である「第3次総合計画」と「都市計画マスタープラン（改定版）」の期間とその見直しの年度を踏まえ、平成37年度（2025年度）とします。また、5年毎に見直しを行います。



(2) 対象区域

対象区域は、市全域（3,609ha）とします。

表 3.4.2 対象区域

対象区域	市全域(3,609ha)
------	--------------

注）市全域が都市計画区域であり、かつ市街化区域です。

(3) 目標年度における人口

「第3次総合計画」の人口推計に基づき、目標年度における人口は341,520人とします。

表 3.4.3 目標年度における人口

	第2次計画 平成21年度(2009年度)	現状 平成26年度(2014年度)	目標年度 平成37年度(2025年度)
人口	351,493人	362,899人	341,520人
人口密度	97.4人/ha	100.6人/ha	94.6人/ha

5 総量目標

(1) 本計画の目標の考え方

みどりの将来像の実現を目指し、市全域に対する緑被地の確保、緑地の確保、都市公園の確保という視点に基づき、みどりの量を測るための指標を用いた3つの総量目標を設定します。

また、取組ごとの成果を測るための指標を用いた成果目標として、「第5章 3 基本施策を推進するための重点プロジェクト」において、取組目標を設定します。

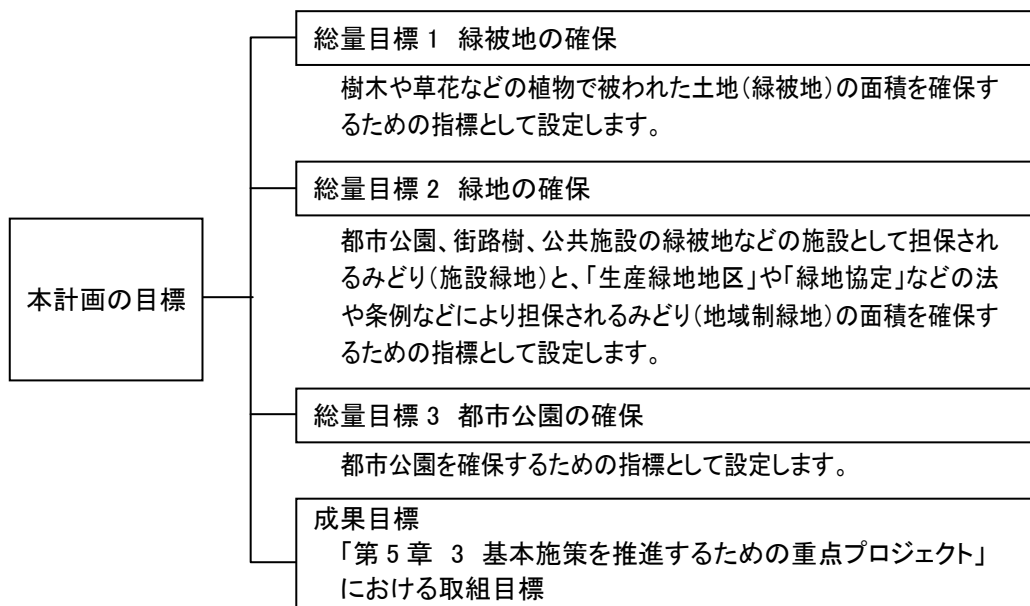


図 3.5.1 本計画の目標

(2)総量目標

総量目標 1 緑被地の確保

市域の緑被率 30%を目標とします。

●市域の目標値

都市のみどりが持つ様々な機能は、機能を併せ持つみどりが、複合的に関連し合い、系統的に配置されることで、効果的に発揮されます。系統的なネットワーク型配置を達成するためには、最低でも 30%程度の緑被率が必要であり、平成 5 年度（1993 年度）に実施した快適環境推進構想の市民意識調査においても、多くの市民が「気軽にふれあえる自然」を感じる緑被率は、30%程度でした。

このため、樹木や草花などの植物で被われた土地（緑被地）の面積を増やし、将来的に市域の緑被率 30%を目標とします。

●地域別の目標値

吹田市は、地域ごとの特色を有しており、第 3 次総合計画では、全市的な取組とともに、市域を 6 つのブロックに区分した地域別計画を策定しています。この 6 地域別にみどりを取り巻く状況を分析すると、量、種類、質などの現況だけでなく、開発事業の動向など将来のみどりのまちづくりも、地域ごとに異なっています。

このため、地域の特色を生かし、きめ細かなみどりのまちづくりを進めていくために地域別の緑被率目標値を設定します。目標値については、地域の概況、みどりの現況と課題、みどりに関する市民意識、緑被率の現況と増減傾向を踏まえたうえで、まちづくりの方針とみどりの将来像を総合的に評価し、下表のとおり設定します。

表 3.5.1 総量目標 1 緑被地の確保

地域名	地域面積	緑被率			
		第2次計画 平成16年 (2004年)4月	現状 平成25年 (2013年)4月	将来目標	目標達成 倍率
①JR 以南地域	379.12ha	8.8%	8.0%	16.0%	2.0 倍
②片山・岸部地域	530.67ha	17.1%	13.3%	20.0%	1.5 倍
③豊津・江坂・南吹田地域	535.21ha	11.8%	10.7%	16.0%	1.5 倍
④千里山・佐井寺地域	473.04ha	23.8%	23.7%	28.0%	1.2 倍
⑤山田・千里丘地域	544.86ha	26.5%	23.2%	27.0%	1.2 倍
⑥千里ニュータウン・万博・阪大地域	1,146.10ha	45.5%	47.6%	48.0%	1.0 倍
市全域	3,609.00ha	26.7%	26.1%	30.0%	1.1 倍

注) 1.緑被率とは、ある一定の区域面積に対する緑被地面積の割合です。

2.平成 16 年（2004 年）4 月調査時点における緑被率の値は、衛星画像データをもとに解析した緑被率の調査（「緑被率調査」（吹田市、平成 20 年（2008 年）3 月））結果に基づくものです。

3.平成 25 年（2013 年）4 月調査時点における緑被率の値は、衛星画像データをもとに解析した緑被率の調査（「緑被率調査」（吹田市、平成 26 年（2014 年）3 月））結果に基づくものです。

総量目標 2 緑地の確保

市域面積に対する緑地面積の割合 20%以上を目標とします。

都市公園、街路樹、公共施設の緑被地などの施設として担保されるみどり（施設緑地）と、「生産緑地地区」や「緑地協定」などの法や条例などにより担保されるみどり（地域制緑地）の面積を増やし、将来的に市域面積に対する緑地面積の割合 20%以上を目標とします。

表 3.5.2 総量目標 2 緑地の確保

	第1次計画 平成7年度 (1995年度)		第2次計画 平成21年度 (2009年度)		現状 平成26年度 (2014年度)		将来目標	
	面積	市域面積 に対する緑地 面積の割合	面積	市域面積 に対する緑地 面積の割合	面積	市域面積 に対する緑地 面積の割合	面積	市域面積 に対する緑地 面積の割合
施設緑地	426.92ha	11.8%	450.25ha	12.5%	451.58ha	12.5%		
都市公園	308.40ha	8.5%	320.95ha	8.9%	322.36ha	8.9%		
公共施設緑地	118.52ha	3.3%	129.30ha	3.6%	129.22ha	3.6%		
地域制緑地	124.59ha	3.5%	119.65ha	3.3%	115.97ha	3.2%		
合計	547.57ha	15.2%	564.56ha	15.6%	557.66ha	15.5%	721.80ha	20.0%

注) 1.公共施設緑地とは、遊園、緑地、緑道、街路樹、公共施設の緑被地、公立高校の緑被地、国立大学の緑被地です。

2.地域制緑地とは、「風致地区（緑化率 30%）」、「生産緑地地区」、「保安林」、「緑地協定」、「史跡」、「自然環境の保全と回復に関する協定」です。

3.合計は、緑地間の重複を除いています。

総量目標 3 都市公園の確保

市民一人あたりに対する都市公園面積 10 m²以上を目標とします。

都市公園を増やし、将来的に市民一人あたりに対する都市公園面積 10 m²以上を目標とします。

表 3.5.3 総量目標 3 都市公園の確保

		第1次計画 平成7年度 (1995年度)	第2次計画 平成21年度 (2009年度)	現状 平成26年度 (2014年度)	将来目標
都市公園	街区公園	22.60ha	29.45ha	29.96ha	
	近隣公園	29.30ha	30.30ha	30.30ha	
	地区公園	16.40ha	16.50ha	16.40ha	
	総合公園	43.40ha	48.00ha	49.00ha	
	都市緑地	58.80ha	58.80ha	58.80ha	
	広域公園	137.90ha	137.90ha	137.90ha	
	合計	308.40ha	320.95ha	322.36ha	
人口		334.9千人	351.5千人	362.9千人	
市民一人あたり に対する都市公園面積		9.2m ² /人	9.1m ² /人	8.9m ² /人	10.0m ² /人

6 都市公園の整備の方針

前項で掲げた総量目標3の達成に向け、新規の都市公園の整備と未開設区域のある既存の都市公園の整備を進めていくとともに、社会要請に応じた既存の都市公園の再整備に取り組んでいきます。

(1) 都市公園の整備目標

吹田市は、市全域が市街化区域であることから、これまで計画的に都市基盤の整備が進められてきました。このため、日常生活、商業活動、業務活動を行ううえで利便性の高い市街地が形成されたものの、建物が密集している地域などでは、都市公園を整備するための新たな用地の確保が難しい状況となっています。

しかしながら、特に市域南部では、依然、みどりの量が十分ではなく、都市公園の整備と充実を望む市民の割合も高いことから、今後も都市公園の整備に取り組む必要があります。

都市公園の将来的な整備目標として、市民一人あたりに対する都市公園面積 10㎡以上を掲げます。

(2) 新規の都市公園の整備

計画的に都市公園が整備されている千里ニュータウンや土地区画整理事業が行われた地域などを除き、引き続き身近な都市公園の整備を進めていきます。さらに、大規模開発事業により、設置される公園、緑地又は広場の寄附・帰属を受けるなどして、都市公園を確保していきます。



平成27年度（2015年度）
に帰属された千里山中央公園

(3) 既存の都市公園の整備

① 未開設区域のある都市公園の整備

商業地・業務地をはじめとするまとまったみどりが少ない地域では、大規模な都市公園を確保する必要性が高いといえますが、市全域が市街化区域である吹田市では、都市基盤が既に整っているため、新たな都市公園を整備するための用地を確保することが容易ではありません。

このため、既に都市計画決定されており、かつ未開設区域のある都市公園の整備を優先的に進めることとし、紫金山公園と片山公園の整備を促進するとともに、大阪府との都市計画見直しの検討を踏まえて服部緑地の整備を促進するよう働きかけていきます。

しかしながら、近年は都市計画公園の未開設区域への対応が課題となっていることから、平成25年（2013年）6月に大阪府都市計画協会が策定した「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」を参考に、現時点において市が用地を取得していない区域の整備方針を再検討し、必要に応じて都市計画を見直します。

② 都市公園の再整備

吹田市の都市公園のほとんどは、設置して以降30年以上が経過しており、施設の老朽化が激しいものもあることから、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図り、計画的に施設の長寿命化対策を行うことにより、安心性と安全性を確保することが求められます。また、災害時に役立つ防災施設がある公園づくり、環境に配慮した資源循環型の設備がある公園づくり、生き物とのふれあいを通じた環境教育・学習ができる公園づくりなど、社会要請に応じた公園づくりは、今後一層重要になっていくことが考えられます。



平成21年（2009年）
に再整備した江の木公園

これらを踏まえ、鉄道駅周辺のまちづくりなどに合わせて行う全面的な再整備も含め、施設の長寿命化、バリアフリー化、機能強化などの目的に応じた都市公園の再整備に取り組んでいきます。



コラム

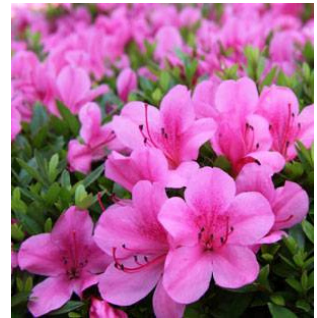
市民の花・市民の木

吹田市では、さつきを市民の花として、また、くすのきを市民の木として選定しています。



市民の花 さつき

さつきは、鉢植えで手軽にきれいな花が楽しめ、公園などにも適していることから、昭和45年に市制30周年を記念して公募により選定されました。



市民の花 さつき



市民の木 くすのき

くすのきは、生命力が強く長命で、巨木となり、形もきれいなため、学校、公園、街路などの緑化に適しています。市内には多くの古木があり、市民に親しまれています。市民の木として昭和53年に選定されました。



市民の木 くすのき

出典：「吹田市ホームページ」